

2-31 土砂災害用語の定義

1. 土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が15度以上で土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

2. 地すべり危険箇所 等

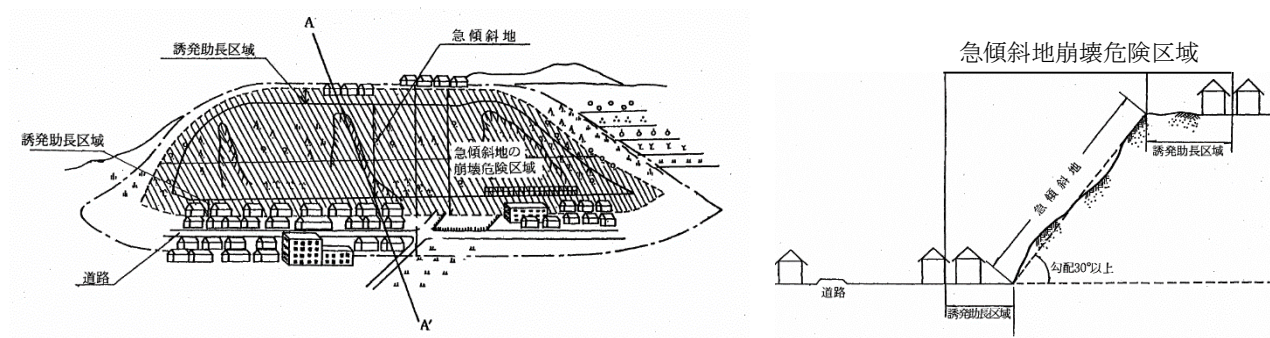
「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候がみられる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要があるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

3. 急傾斜地崩壊危険箇所 等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所をいう。また5戸以上の人家または5戸未満であっても公共施設等に危害が生じるおそれのある土地の区域で、知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。

急傾斜地模式図及び断面図



(注1) 急傾斜地崩壊危険区域

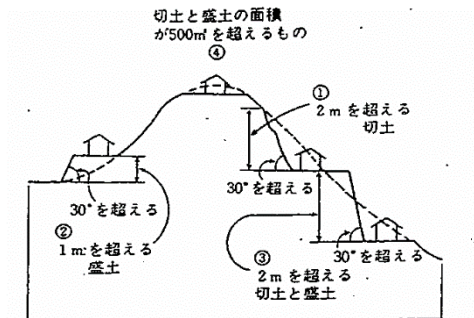
崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に危害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれ著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

- ① 高さ2mを超えるがけ（地表面が水平面に対して30度を超える土地）を生じる切土
- ② 高さ1mを超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが2mを超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの



5. 土砂災害警戒区域 等

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法※に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

